

第12回 鉦路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年4月28日 13:30~14:30

2. 場 所 鉦路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	7番 大畑 礼子委員	8番 浅野 徳昭委員
9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員	11番 佐藤 裕司委員
12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員	14番 中川 浩幸委員
15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員
18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	20番 野澤 勲委員
21番 志賀 忠浩委員		

(以上 19名)

4. 欠席委員

6番 二谷 幸裕委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 可知 拓哉	次長 高山 直樹	主査 清水 秀人
------------	----------	----------

(以上 3名)

会議録署名委員の指名

5番 廣瀬女公美委員
7番 大畑 礼子委員

6. 議事日程 会期決定について 令和4年 4月 28日 (1日)

報告第17号 現況証明願について (市街化区域)

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

協議事項 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の策定について

協議事項 令和4年度の最適化活動の目標(案)の設定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第12回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は20名です。
議事録署名人に5番、廣瀬女公美委員、7番、大畑礼子委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日4月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
可知事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第17号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第17号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、面積 ㎡の土地について、所有者である 氏他6名の代理人である、土地家屋調査士の 氏より現況証明願があり、4月4日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、4月5日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書9ページの表の1番は、資料が11ページと12ページでございます。

が所有する、の1筆、面積
㎡の農用地について、氏に 円で、売買による所有権移転を行う
ものがございます。

次に、議案書10ページの表の2番は、資料が13ページから19ページにござい
ます。

氏が所有する、他39筆、面積合計
㎡の農用地について、に 円で売買による所有権移転を
行うものがございます。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ
ろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がりましたが、1
番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を
致します。

1番の申請の内容は、が所有する、
の1筆、㎡の農用地について、氏に総額 円で、売買に
よる所有権の移転を行うものであります。

令和4年4月13日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った
結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認め
られ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当とい
う結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願い
します。

委員
佐藤泰正委員

議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、調査報告を
致します。

2番の申請の内容は、氏が所有する、他39筆、

合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇〇〇〇〇に総額 〇〇〇〇〇〇〇〇円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

本件について、令和4年4月11日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤泰正委員、ありがとうございました。

それでは、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
可知事務局長

質問がないようですので、採決致します。

議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

次に、協議事項「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の策定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の20ページにございます、協議事項「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の策定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」について、農業委員会は活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度3月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、6月末までにホームページに公表することとされております。

なお、本局長通知による活動の計画等及び点検評価の策定につきましては、令和3年度分を以て終了するものでございます。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の21ページから28ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め原案のとおりと致します。
次に、協議事項「令和4年度の最適化活動の目標（案）の設定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の29ページでございます、協議事項「令和4年度の最適化活動の目標（案）の設定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することとされております。

なお、今回設定いたします最適化活動の目標につきましては、毎年度、3月末までに翌年度の目標を策定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされておりますが、今年度より実施される制度でありますことから、4月以降迅速に行うよう努めるものとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の30ページから32ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「令和4年度の最適化活動の目標（案）の設定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 4月 28日

議長 野村 照明

署名委員 廣瀬 女公美

署名委員 大畑 礼子